

企業内資格に基づくCITP資格保持者が企業内資格を更新できない場合の注意事項

一般社団法人情報処理学会

企業認定制度に基づいてCITP資格を得た人（企業内資格を取得後、個人または企業経由で情報処理学会にCITP登録した人）は、企業内資格の更新が行われたことの通知を情報処理学会が受け取ることで、CITP資格も更新されます。

しかし、企業内資格制度の変更などにより企業内資格が更新できない場合や企業認定を受けていない企業に転職する場合等に、CITP資格を維持するには、個人認証制度に移行の上、更新申請していただく必要があります。個人認証制度での資格更新については、情報処理学会の認定情報技術者制度のページ（<https://www.ipsj.or.jp/citp.html>）に記載されていますが、個人認証制度への移行申請、資格更新の申請時期、資格更新要件（CPDおよび業務の継続）に注意していただく必要があります。

(1) 個人認証制度への移行申請

CITP資格の有効期間内に、情報処理学会のCITP担当（ipsj.citp@ipsj.or.jp）に個人認証制度への移行を申請してください。移行後、個人認証制度での資格更新に必要なCPD実績の登録を行うCPD管理システムへのログインIDとパスワードが発行されます。また、個人認証での資格更新日が4月1日のため、認定された企業内資格に基づくCITP資格の有効期限が3月31日でない場合は、その直後の3月31日まで有効期間が延長されます。

CITP資格の有効期間を過ぎると、CITP資格は失効します。再度取得するためには、個人認証制度に基づく新規申請を行うか、または、認定された社内資格制度の取得を通じてCITP資格を取得する必要がありますのでご注意ください。

(2) 資格更新の申請時期

個人認証制度に基づく資格更新の申請時期は、年1回、12月～1月頃（具体的な日程は『個人認証更新申請案内』を参照）です。移行したCITP資格の有効期限の直前の更新申請時期に更新申請をしてください。

ただし、個人認証制度への移行時期が更新申請時期より後になった場合や、CPDなどの更新要件が社内資格制度と個人認証制度とで異なるために、個人認証の更新要件を満たすことが困難な場合は、移行申請時に併せて申請し、情報処理学会が承認すれば、特例として、資格更新申請が1年間猶予されます。このとき、猶予期間中もCITP資格は継続されます。

(3) CPD

資格更新に必要なCPDの実績（ポイント数）は、情報処理学会の『認定情報技術者CPD規程』に示しているとおりで、資格更新申請時期の12月末までの3年間で150ポイント以上、そのうちの50ポイント以上はCPD区分②であるプロフェッショナル貢献活動である必要があります。

CPD実績は、更新申請までに、『CPD申請案内』に示しているとおりで、情報処理学会のCPD管理システムに入力していただく必要があります。また、CPD実績のエビデンスを手元に保管しておいていただく必要もあります。

(4) 業務の継続

更新申請時期までの過去3年間に、IT関連（ITSS、UISS、ETSS）でレベル4以上に該当する業務を、合計で1年半以上の期間にわたって実施したことが必要です。

以上